

# 保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先) さいたま市 \_\_\_\_\_ 福祉事務所長

住所 さいたま市 \_\_\_\_\_ 区

誓約者氏名 \_\_\_\_\_

児童氏名(生年月日) \_\_\_\_\_ (平・令 . . . )

第1希望保育施設名 \_\_\_\_\_

私は、保育施設の利用調整にあたり、保育士・保育教諭、または保育士としてみなすことができる保健師、看護師または准看護師として勤務することを条件に優先利用の対象として選考されることに対し、次に掲げる事項を了承のうえ、申請をします。

また、次に掲げる事項を満たさない場合は、「保育実施解除」の決定を受けても異議はありません。

なお、勤務状況等について、さいたま市が勤務（予定）する保育施設または幼稚園に確認することに同意します。

- さいたま市内の保育施設または幼稚園(※) に保育士・保育教諭、または保育士としてみなすことができる保健師、看護師または准看護師として、保育施設利用開始日から2年以上勤務します。

(※)「保育施設」とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、さいたま市認定保育施設(ナーサリールーム・家庭保育室)、その他のさいたま市に届出がある定員6人以上の認可外保育施設をいいます。

(※)「幼稚園」の場合は、預かり保育への従事を予定していることが必要です。

- 勤務（予定）する保育施設または幼稚園の退職（内定取消を含む。以下同じ。）が決まったときは、その旨をただちに申告します。

- 勤務（予定）する保育施設または幼稚園を保育施設利用開始日から2年未満で退職した場合は、退職後2か月経過後の月末までに市内の他の保育施設または幼稚園に勤務します。

裏面もご覧ください。

●優先利用による保育施設利用開始後、2年未満に利用事由が変更となる場合の保育の実施は、次のとおりとなります。

①就労……………他の職種に変更となる場合は、退所となります。

下の子の妊娠・出産による産前・産後・育児休暇となる場合は、継続利用可能です。

②妊娠・出産……………利用事由が妊娠・出産となった場合は、妊娠・出産における保育の実施期間後、退所となります。

③疾病・障害……………状況等の確認のため、区役所支援課までご相談ください。

④介護・看護……………状況等の確認のため、区役所支援課までご相談ください。

⑤災害復旧……………状況等の確認のため、区役所支援課までご相談ください。

⑥求職活動……………退職後2か月経過後の月末までに市内の他の保育施設または幼稚園に勤務した場合は、継続利用可能です。また、勤務しなかった場合は、退所となります。

⑦就学……………就学となる場合は、退所となります。

※保育施設利用開始日に下の子の産前・産後休暇中の場合は、出産日から8週間経過後2か月以内にさいたま市内の保育施設または幼稚園に勤務することにより継続利用可能です。

●保育施設申請書一式に加えて提出する書類は、以下のとおりとなります。

#### 保育士・保育教諭として申請する場合

- (1) 保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する誓約書（本誓約書）
- (2) 就労証明書
- (3) 保育士証の写し

#### 保育士としてみなすことができる保健師、看護師または准看護師の場合

- (1) 保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する誓約書（本誓約書）
- (2) 就労証明書
- (3) 保育士等の子どもの保育施設優先利用に関する申出書